

令和2年4月3日
練馬区教育委員会

区立小中学校の休業の措置等について

練馬区は、3月30日、区立小中学校を4月の新学期から再開することを公表しました。しかし、東京都では依然として新型コロナウイルスの感染者が増え続けており、感染経路不明者の増加や感染者の若年化などの傾向もみられ、感染者の爆発的な増加が発生しかねない厳しい状況にあります。政府の専門家会議は4月1日、東京など「感染拡大警戒地域」は学校の一斉臨時休業を検討すべきとの新しい提言を行いました。

これを受け東京都は、同日、都立学校を5月6日まで臨時休業とすることを決定し、小中学校においても同様の措置を取るよう各区市町村に要請しました。

練馬区でも感染拡大が続いています。感染者は20名に達しました。そこで区は、東京都の要請を受け、学校を新たな感染集団（クラスター）にしてはならないとの考えから、区立小中学校を、都立学校と同じく5月の連休まで臨時休業することとしました。

学校の休業が長期に及んでおり、子供たちの「コロナ疲れ」による警戒感のゆるみや、心身の変調が心配されます。区は子供たちの命と健康を守ることを第一に、これまで以上の対策を講じてまいります。

あわせて、3月の学校休業中も通常通り運営していた、区立幼稚園、保育所等保育施設、学童クラブにつきましては、これまで通り運営を行います。学校休業期間中は、感染を最大限予防するため、保護者の皆様に可能な範囲で登園（室）の自粛をお願いしたいと考えています。

何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 区立小中学校の臨時休業の実施について

4月6日（月）から5月6日（水）まで臨時休業を実施します。

2. 入学式、始業式について

入学式、始業式は規模や内容等を縮小し、感染防止対策を講じた上で、予定した日程で実施します。

3. 今後の学校行事等について

- ・修学旅行（中学3年）、移動教室（小学5、6年）は可能な限り延期します。
- ・臨海学校（中学1年）、中学生海外派遣（中学2、3年）は中止とします。
- ・これ以外の学校行事等も、感染防止の観点から、延期または中止することがあります。

4. 学校休業中の学習等について

- ・一人の児童生徒が週に一度は登校するよう、登校日を設定します。学年、学級ごとに曜日や時間をずらすなど、児童生徒を分散して登校させ、密集しない環境を確保します。
- ・登校日には、児童生徒の学習状況や健康状態の確認、生活指導、自宅学習課題（教科書、テスト、ドリル、自宅学習課題一覧等）の配布等を行います。
- ・教育委員会ホームページおよび学校ホームページに、自宅でできる学習や生活指導に関する情報を掲載します。

5. 子供たちのメンタルケア等について

- ・学校や学校教育支援センターの教育相談窓口において、休業が長期に及ぶことによる様々な心配事の相談を受け付けます。
- ・児童生徒および保護者の皆様に相談窓口を周知します。
- ・教職員、スクールカウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカー、心理教育相談員等が子供たちのメンタルケアにあたります。

6. 子供たちの居場所について

- ・小学校においては、校庭を開放します。
- ・中学校においては、基礎的なトレーニング等の活動を中心とした部活動を実施します。

7. 区立幼稚園、保育所等保育施設、学童クラブについて

- ・これまで通り、感染防止対策を講じた上で運営しますが、感染を最大限予防するため、区立小中学校の休業期間中は、保護者の皆様に可能な範囲で登園（室）の自粛をお願いします。

8. 児童館について

- ・不特定多数の子供たちが大勢来館し、感染防止対策にも限界があるため、区立小中学校の休業期間中は休館とします。